

1. 平成20年度予算概算要求の基本方針

経済活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、地域の活性化を実現することが求められている。

このため、都市再生・地域再生に資する土地区画整理事業について、民間による事業展開等を図りつつ、集約型都市構造の実現に向けて、拠点的市街地の形成、および既成市街地の再生に資する事業を推進する。

【既成市街地の再生】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して集約型の都市構造を実現することが必要となっている。

このため、土地区画整理事業の展開について、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、不足する都市基盤施設の整備だけでなく、細分化している敷地や街区の統合化、共同化等を推進して、良質な都市空間の形成を図る。特に、集約型都市構造の拠点となるべき駅周辺や中心市街地等の拠点的市街地の形成を図る事業、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の防災性の向上を図る事業を推進する。

これらを促進するため、都市再生区画整理事業について、重点地区の事業タイプの再編、補助限度額の積算対象となる移転補償費の対象を追加する等の拡充を行う。

【民間による事業展開】

既成市街地内において土地区画整理事業を推進するためには、地方公共団体だけで取り組むのではなく、民間のノウハウや資力・信用等をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要である。

このため、個人、組合、区画整理会社等の民間施行による事業を積極的に推進していく。

【停滞している組合事業の再生】

近年の宅地需要や地価の低迷に伴い、経営困難となっている組合も見られることから、経営実態を把握するとともに、総事業費の削減等の自助努力を含め事業の見直しを早期に行う必要がある。

このため、国として組合経営の健全化に向けた対応方策を技術的助言として

とりまとめ、地方公共団体に周知したところであり、組合の自助努力、無利子貸付金の活用等により、早期健全化を図る。

【良好な都市環境の形成】

歴史、文化、風土等の地域の個性を重視しながら美しい景観を形成することが求められており、景観法（平成16年6月公布）、電線類地中化に係る「無電柱化推進計画」（5ヶ年計画、平成16年4月策定）等を活用しつつ、歴史的資産を活かした市街地整備を進め、土地区画整理事業において美しい景観の形成を推進する。

また、地球環境問題に対応して、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進する先導型都市環境形成総合支援事業を創設するとともに、エコまちネットワーク整備事業において、民間の取組に対する支援、地区要件の緩和、補助対象施設の拡充をする等の制度の拡充を行う。

【事業実施における留意点】

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・事業効果の早期発現、民間投資の誘発を図るため、時間管理概念の考え方を導入して、駅前広場やまちの中核となる施設の早期供用を図ること。
- ・事業効果が広範に及ぶ事業、短期集中投資を要する事業、先導的役割を果たす事業等、国庫補助の重点化・効率化を図るとともに、事業実施にあたっては適切に新規採択時評価、再評価を行うこと。
- ・新規補助については、都市計画決定済み又は決定が確実であるものに限定すること。また、仮換地前の換地諸費については、原則として採択後5年間に限定し、早期の事業展開を図ること。
- ・長期未着手地区や事業停滞地区については、必要性・緊急性等の観点から再点検し、事業の取りやめや区域縮小を含め、必要に応じ適時適切に見直しを行うことが望ましい。

2. 土地区画整理事業関係予算概算要求総括表

(単位:百万円)

区 分	20年度要求額(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)						
土地区画整理事業	(200) 198,971	(100) 110,423	180,244	100,320	1.10	1.10
(一般会計)						
都市再生推進事業						
都市再生区画整理事業	12,354	5,500	8,291	3,691	1.49	1.49
エコまちネットワーク整備事業	3,600	1,200	510	170	7.06	7.06
都市開発事業調査	24	24	24	24	1.00	1.00
計	15,978	6,724	8,825	3,885	1.81	1.73
先導型都市環境形成促進事業費補助金(非公共)	(750) 2,250	(500) 1,500	0	0	—	—
市街地再開発事業等						
市街地再開発事業	56,613	18,901	40,387	13,504	1.40	1.40
まちづくり交付金	(25,000) 710,000	(10,000) 278,000	612,000	243,000	1.16	1.14
(社会資本整備事業特別会計:業務勘定)						
土地区画整理事業資金融資	12,788	0	10,682	0	1.20	—

(注)1. 20年度要求額の上段()外書は、重点施策推進要望である。

2. 土地区画整理事業には、地方道路交付金事業(見込値)を含む。

3. エコまちネットワーク整備事業は、街路課所管分を含む。

4. 土地区画整理事業資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、国費は一般会計からの繰入額である。

5. 本表のほかに、土地区画整理事業調査(街路交通調査(事業費 2,510百万円(前年度 2,546百万円)、国費 1,140百万円(前年度 1,140百万円))の内数)がある。

6. 市街地再開発事業には、住宅街区事業、防災街区整備事業、都市再開発支援事業、地区再開発事業を含む。

○ 土地区画整理補助事業実施予定箇所数(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)

区 分	20年度要求			前年度
	新規	継続	計	
公共団体等	9	342	351	378
組合等	9	115	124	132
計	18	457	475	510

○ 国庫債務負担行為(社会資本整備事業特別会計:道路整備勘定)

(単位:百万円)

区 分	20年度要求額(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
用地国債	3,000	1,500	3,000	1,500	1.00	1.00

社会資本整備重点計画及び5箇年間の道路整備の方針

「社会資本整備重点計画」（計画期間：H15からH19までの5箇年間）は、国土交通省の9本の事業分野別長期計画を統合し、コスト縮減、事業間連携の強化等を図るとともに、計画策定の重点を従来の「事業量」から「達成される成果」に変更する等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するために策定されました（平成15年10月10日閣議決定）。

社会資本整備重点計画

前文

第1章 社会資本整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

第2章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

「暮らし・安全・環境・活力」の4分野に沿って、15の重点目標、35の指標を設定

第3章 事業分野別の取り組み

道路整備事業／交通安全施設等整備事業／ 他

平成15年度以降5箇年間の道路整備は、「社会資本整備重点計画」に基づき、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、行政マネジメントを導入することなどにより、従来にも増して透明性を高めながら、効果的かつ効率的に進めてきたところです。

次期「社会資本整備重点計画」（計画期間：H20からH24までの5箇年間）については、現在策定作業が進められている国土形成計画との調和等に留意するとともに、道路については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」において19年中に作成することとしている今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画の検討と連携を図りながら、平成20年夏を目途にとりまとめを行うこととされています。

独立行政法人都市再生機構の都市機能更新土地区画整理事業

大都市及び地方拠点都市地域の拠点地区等において、一体的かつ総合的に都市の再開発を促進すべき相当規模の地区における既成市街地の高度利用を図る地区について、都市機能の更新等を目的とした土地区画整理事業を推進する。

<代表地区>

- ①鉄道の操車場・貨物ヤード跡地において施行する事業
 - ・ 仙台市あすと長町（仙台市）・香椎副都心（福岡市）・大阪駅北大深東（大阪市）
- ②都心における低未利用地の高度利用を図る目的で施行する事業
 - ・ 大手町（東京都千代田区）
- ③特定中心市街地の区域において施行する事業
 - ・ 静岡東部拠点（静岡県沼津市）

3. 新規要求事項等の概要

(1) 集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

人口減少・超高齢社会に対応するため、拡散型の都市構造からコンパクトな集約型の都市構造への転換が求められている。しかしながら、集約拠点としての役割が期待される中心市街地や駅周辺等では、基盤整備の不足や土地の細分化等により低密度な利用にとどまっている。

そこで、都市基盤施設の整備とあわせて、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、都市再生区画整理事業について、一層の重点化を図るとともに以下の支援措置を講じる。

- ①重点地区の事業タイプの再編
- ②換地設計上必要な移転補償費を補助限度額の積算対象に追加
- ③公共施設充当地上の建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加

<集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備の推進のための措置>



(2) 歴史的環境の保全・整備の推進のための制度の拡充
(都市再生区画整理事業)

歴史的な資産は、美しい日本の国土を形成する次世代に継承されるべき国民共有の資産であり、また、これらを含む歴史的環境の保全・整備によるまちづくりが求められている。

このため、土地区画整理事業において、市街地の整備とあわせて、歴史的建築物等を活かしたまちなみ形成が推進されるよう、都市再生区画整理事業について以下の支援措置を講じる。

- ①歴史的環境の保全及び整備に資する事業を重点地区に追加
- ②歴史的建築物等を活かしたまちなみ形成に資する建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加

<歴史的環境の保全・整備の推進のイメージ>



(3) 地震に強い都市づくりの推進のための制度の拡充 (都市再生区画整理事業)

平成19年に発生した、能登半島地震、新潟県中越沖地震の被害の状況を鑑み、避難地、避難路の整備やライフラインの耐震化等、地震に強い都市の早期形成に向けた取組の推進の必要性が高まっている。については、地震対策の早期実施を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、都市防災総合推進事業及び関連事業の重点実施と制度拡充を行う「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

都市再生区画整理事業については、「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置づけられた事業について、支援対象の拡充を行う。

<地震に強い都市づくり緊急整備事業のイメージ>

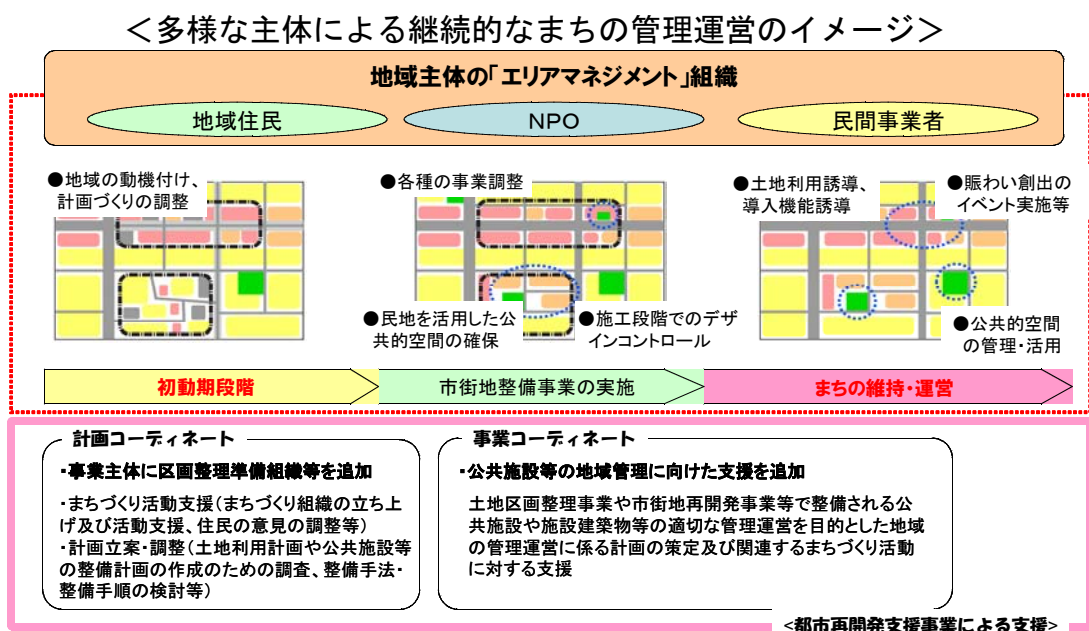


(4) 多様な主体による継続的なまちの管理運営の推進のための制度の拡充
(都市再開発支援事業)

限られた投資余力の中、市街地を良質なストックとして維持し、その価値を高めていくためには、土地区画整理事業等の面的な整備を契機とし、様々な主体が調整し土地利用や景観形成等の誘導、公共施設等の地域管理等を行うエリアマネジメントの取組みが有効である。

このため、市街地再開発事業、土地区画整理事業等で整備される地域について、多様な主体による継続的かつ適切な管理運営を行うための計画づくり、体制づくりを支援するため、都市再開発支援事業について、以下の支援措置を講じる。

- ①事業主体に土地区画整理事業等の関係主体を追加
- ②施設建築物や公共施設等の地域管理等の推進に向けて事業コーディネート
の拡充



(5) 事業の資金需要に安定的に応えることを可能とする無利子貸付制度の拡充
(都市開発資金)

土地区画整理事業の資金需要に安定的に応えることを可能とするため、地方公共団体の無利子貸付けを前提とせず、土地区画整理組合等に対して、国が指定する機関を通じて貸付けを行うスキームを追加する。

(6) 省CO₂型の都市構造の構築を実現する事業の創設（先導型都市環境形成総合支援事業）

我が国のCO₂総排出量のうち、約1/2が主として都市活動に起因しており、このCO₂排出量は顕著に増大する一方で、吸収源となる都市部のみどりは減少している。このことから、今後は都市政策として環境対策に取り組むことが急務である。

このため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、下水道未利用エネルギーの活用、都市交通施策の推進に向けた支援制度の拡充を図るとともに、コーディネート支援や社会実験・実証実験等にかかる新たな支援措置を創設する。

先導型都市環境形成総合支援事業の創設

《拠点的市街地等における地区・街区レベルの包括的都市環境対策》



○先導型都市環境形成促進事業の創設（非公共）

公民が一体となった包括的な都市環境対策を強力に支援するため、コーディネート支援、社会実験・実証実験等にかかる新たな支援措置を創設する。

○エネルギー面的利用に対する包括的支援のための制度の拡充（エコまちネットワーク整備事業）

更なるCO₂排出量削減のためにはエネルギー面的利用の区域を積極的に広げることにより、都市のエネルギー環境を改善することが急務である。そのためには民間の取組を含めた包括的な対策が必要であることから、先導型都市環境形成総合支援事業に位置づけられた場合は、民間の取組に対する支援を含め、次の特例を設ける。

①地区要件の緩和

大規模な都市開発を必ずしも要さないエネルギー面的利用も促進するため、地区要件（都市再生緊急整備地域内）を緩和する。

②補助対象施設の拡充

現行の地域冷暖房の連携に加え、エネルギー面的利用の他の方策も促進するため、補助対象施設の拡充を行う。

